

○ 卒業の認定に関する方針 卒業の認定に関する方針

学則第 20 条の規定に基づき、規定の修業年限以上在学し、卒業に必要な単位数（学則第 7 条に定められた科目）を修得した者に卒業を認める。

なお、卒業に必要な単位数は、次のとおりである。

○第一看護学科

（令和 4 年以後の入学生）

科目区分	単位数
基礎分野	14
専門基礎分野	22
専門分野	70
卒業必要単位	106

（令和 3 年までの入学生）

科目区分	単位数	
基礎分野	13	
専門基礎分野	21	
看護学	専門分野 I	16
	専門分野 II	39
	統合分野	12
卒業必要単位	101	

○ 第二看護学科

科目区分	単位数	
基礎分野	11	
専門基礎分野	14	
看護学	専門分野 I	11
	専門分野 II	25
	統合分野	11
卒業必要単位	72	